

苫小牧市行政手続条例施行規則等の一部改正等（案）について

1 趣旨

苫小牧市行政手続条例（平成10年条例第1号）第3条第2項の規定により適用除外となる補助金等については、苫小牧市行政手続条例施行規則（平成10年規則第35号）に定められているところである。

同規則第2条各号に定められている補助金等には、活用されていない実態であるものや、苫小牧市補助金等交付規則（平成30年規則第9号）に基づく補助金等とすべきものが見受けられる。このことから、補助金等の交付に関する規則の適正化を図るとともに、第2条の規定について見直しを行うものとする。

2 改正概要

（1）苫小牧市行政手続条例施行規則の一部改正

第2条に規定する補助金等について、各号列記としているものを、「市が市以外の者に対して交付する補助金、負担金、利子補給金その他の相当の反対給付を受けない給付金」へと改正し、全ての補助金等を本規定の対象とする。

（2）苫小牧市農山漁村建設総合対策補助規則（昭和35年規則第13号）の廃止

当該補助金は、現在、補助金の交付実績がなく、かつ今後においても補助金の交付が見込まれないものであることから、規則を廃止とする。

（3）苫小牧市私立幼稚園等教育研究補助規則（昭和45年規則第26号）の廃止

当該補助金を、規定内容を変更することなく、苫小牧市補助金等交付規則に基づく補助金等とするため、規則を廃止し、要綱として定める。

3 施行期日

令和2年4月1日